

現 行	改 正 案
<p>別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 居宅介護支援費（1月につき） 850 単位</p> <p>注1 居宅介護支援費は、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）について、所定単位数を算定する。</p>	<p>別表 指定居宅介護支援介護給付費単位数表 イ 居宅介護支援費（1月につき）</p> <p>(1)居宅介護支援費Ⅰ) (-)要介護1又は要介護2 1,000 単位 (-)要介護3、要介護4又は要介護5 1,300 単位</p> <p>(2)居宅介護支援費Ⅱ) (-)要介護1又は要介護2 600 単位 (-)要介護3、要介護4又は要介護5 780 単位</p> <p>(3)居宅介護支援費Ⅲ) (-)要介護1又は要介護2 400 単位 (-)要介護3、要介護4又は要介護5 520 単位</p> <p>(4)経過的要介護居宅介護支援費 850 単位</p> <p>注1 (1)から(3)までについては、利用者に対して指定居宅介護支援（介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第46条第1項に規定する指定居宅介護支援をいう。以下同じ。）を行い、かつ、月の末日において指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第38号。以下「基準」という。）第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者（同法第46条第1項に規定する指定居宅介護支援事業者をいう。）について、次に掲げる区分に応じ、それぞれ所定単位数を算定する。</p> <p>(1)居宅介護支援費Ⅰ) 指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。）において指定居宅介護支援を受ける1月当たりの利用者数に、当該居宅介護支援事業所が法第115条の21第3項に基づき指定介護予防支援事業者（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援事業者をいう。）から委託を受けて行う指定介護予防支援（法第58条第1項に規定する指定介護予防支援をいう。）の</p>
<p>2 別に厚生労働大臣が定める基準を満たさない場合は、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所（基準第2条第1項に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。）の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>4 4以上の種類の居宅サービス（法第43条第1項に規定する居宅サービス区分に含まれるものに限る。）を定めた居宅サービス計画を作成した場合は、100単位を所定単位数に加算する。ただし、注2に規定する基準を満たさない場合は、この限りでない。</p> <p>5 利用者が月を通じて認知症対応型共同生活介護又は特定施設入居者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援費は、算定しない。</p>	<p>提供を受ける利用者数に2分の1を乗じた数を加えた数を当該指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員の員数（指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）第2条第8号に規定する常勤換算方法で算出した員数をいう。以下同じ。）で除して得た数（以下「取扱件数」という。）が40未満である場合</p> <p>(2)居宅介護支援費Ⅱ) 取扱件数が40以上60未満である場合</p> <p>(3)居宅介護支援費Ⅲ) 取扱件数が60以上である場合</p> <p>2 (4)については、要介護状態区分が経過的要介護（要介護認定等に係る介護認定審査会により審査及び判定の基準等に関する省令（平成11年厚生省令第58号）附則第2条に規定する経過的要介護をいう。）である利用者に対して指定居宅介護支援を行い、かつ、月の末日において基準第14条第1項の規定により、同項に規定する文書を提出している指定居宅介護支援事業者について、所定単位数を算定する。</p> <p>3 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、運営基準減算として、所定単位数の100分の70に相当する単位数を算定する。また、運営基準減算が2月以上継続している場合には、所定単位数の100分の50に相当する単位数を算定する。</p> <p>4 別に厚生労働大臣が定める地域に所在する指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員が指定居宅介護支援を行った場合は、特別地域居宅介護支援加算として、所定単位数の100分の15に相当する単位数を所定単位数に加算する。</p> <p>5 別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合には、特定事業所集積減算として、1月につき200単位を所定単位数から減算する。</p> <p>6 利用者が月を通じて特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護（短期利用共同生活介護費を算定する場合を除く。）若しくは地域密着型特定施設入居者生活介護を受けている場合は、当該月については、居宅介護支援</p>

費は、算定しない。

ロ 初回加算

注 指定居宅介護支援事業所において、新規に居宅サービス計画を作成する利用者に対して、指定居宅介護支援を行った場合その他の別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合に、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、イの注3に規定する別に厚生労働大臣が定める基準に適合する場合は、当該加算は、算定しない。また、初回加算(Ⅱ)を算定している場合は、初回加算(Ⅰ)は、算定しない。

(1) 初回加算(Ⅰ) 250 単位

(2) 初回加算(Ⅱ) 600 単位

ハ 特定事業所加算 500 単位

注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定居宅介護支援事業所は、1月につき所定単位数を加算する。